

昭和二十七年法律第二百四十二号

公安審査委員会設置法

(目的)

第一条 この法律は、公安審査委員会の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の規定に基づいて、法務省の外局として、公安審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第三条 委員会は、破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第四十七号)の規定により公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に關し適正な審査及び決定を行うことを任務とする。

(所掌事務)

第四条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 破壊的団体に対する規制に関する審査を行うこと。
- 二 破壊的団体に対する活動制限の処分を行うこと。
- 三 破壊的団体に対する解散の指定を行うこと。
- 四 無差別大量殺人行為を行った団体に対する観察処分を行うこと。
- 五 無差別大量殺人行為を行った団体に対する再発防止処分を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づき命令を含む。)に基づき委員会に属させられた事務

(職権の行使)

第五条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職権を行う。

(組織)

第六条 委員会は、委員長及び委員六人をもつて組織する。

(委員長及び委員の任命)

第七条 委員長及び委員は、人格が高潔であつて、団体の規制に關し公正な判断をすることができ、且つ、法律又は社会に關する学識経験を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

第八条 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、人格が高潔であつて、団体の規制に關し公正な判断をすることができ、且つ、法律又は社会に關する学識経験を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。

第九条 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第十条 委員長及び委員の任命については、そのうちの三人以上が同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

第十一条 委員長及び委員は、非常勤とする。

(任期)

第十二条 委員長及び委員の任期は、四年とする。但し、補欠の委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十三条 委員長及び委員は、再任されることができる。

(身分保障)

第十四条 委員長及び委員は、次の各号のいずれかに該当する場合及び第九条の場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第十五条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第十六条 内閣総理大臣は、委員長及び委員のうち三人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が二人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免するものとする。

第十七条 前項の規定は、政党所属関係に異動のなかつた委員長又は委員の地位に影響を及ぼすものではない。

(委員長)

第十八条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

第十九条 委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に故障があるときに委員長を代理する者を定めて置かなければならない。

(会議)

第二十条 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

第二十一条 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第二十二条 委員会は、第七条第三号の規定による認定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならない。

(委員補佐)

第二十三条 委員会に委員補佐三人を置く。

第二十四条 委員補佐は、委員長の命を受けて、委員会の審査及び決定に関する必要な事務をつかさどる。

第二十五条 委員補佐は、弁護士その他法律事務に学識経験を有する者のうちから、委員長が任命する。

(規則の制定)

第二十六条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基いて、公安審査委員会規則を制定することができる。

(事務局)

第二十七条 委員会に關する事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

(附則抄)

第一 この法律は、破壊活動防止法の施行の日から施行する。

第二 附則(昭和二十七年七月三十一日法律第二八号)抄

第三 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

第四 附則(昭和三十三年六月二日法律第一二二号)抄

(施行期日)

第五 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

(行政機関職員定員法の廃止)

第六 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)は、廃止する。

(常勤の職員に対する暫定措置)

第七 昭和三十三年四月一日において、現に二月以内の期間を定めて雇用されている職員のうち常勤の職員は、当年の間、国家行政組織法第十九条第一項若しくは第二項又は第二十一条第二項の規定に基づいて定められる定員の外に置くことができる。

附則（昭和四四年五月一六日法律第三三〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附則（昭和五八年二月二日法律第七八号）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれていた機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則（平成二一年七月一六日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（職員の身分引継ぎ）

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を發せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（中央更生保護審査会に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に従前の法務省の中央更生保護審査会の委員長又は委員である者は、それぞれこの法律の施行の日に、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定により、法務省の中央更生保護審査会の委員長又は委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同法第六条の規定にかかわらず、同日における従前の法務省の中央更生保護審査会の委員長又は委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

（人権擁護推進審議会に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に従前の法務省の人権擁護推進審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、人権擁護施策推進法第四条第二項の規定により、法務省の人権擁護推進審議会の委員として任命されたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に従前の法務省の人権擁護推進審議会の会長である者は、この法律の施行の日に、人権擁護施策推進法第四条第四項の規定により、法務省の人権擁護推進審議会の会長として定められたものとみなす。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成二一年二月七日法律第一四七号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二一年二月八日法律第一五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一 第四条の規定による非訟事件手続法第三百三十八号の改正規定

二 第七号中公証人法第十四条及び第十六号の改正規定

三 第十四条の規定による帝都高速度交通営団法第十四条ノ六の改正規定

四 第十七条の規定による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三十一条の改正規定

五 第二十条国家公務員法第五号第三項の改正規定

六 第二十八号の規定による競馬法第二十三号の十三、日本中央競馬会法第十三号、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五号第四項、科学技術会議設置法第七号第四項、宇宙開発委員会設置法第七号第四項、都市計画法第七十八号第四項、北方領土問題対策協会法第十一条、地価公示法第十五号第四項、航空事故調査委員会設置法第六号第四項及び国土利用計画法第三十九号第五項の改正規定

七 第三十一号中建設業法第二十五号の四の改正規定

八 第三十二号の規定による人権擁護委員法第七号第一項の改正規定

九 第三十三号の規定による犯罪者予防更生法第八号第一項の改正規定

十 第三十五号中労働組合法第十九号の四第一項及び第十九号の七第一項の改正規定

十一 第四十四号中公職選挙法第五号の二第四項の改正規定

十二 第五十号中建築基準法第八十号の二の改正規定

十三 第五十四号中地方税法第四百二十六号の改正規定

十四 第五十五号中商品取引所法第四百四十一号第一項の改正規定

十五 第五十六号中地方公務員法第九号第三項及び第八号の改正規定

十六 第六十七号中土地収用法第五十四号の改正規定

十七 第七十号の規定によるユネスコ活動に関する法律第十一条第一項、公安審査委員会設置法第七号及び社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十四号の改正規定

十八 第七十八号の規定による警察法第七号第四項及び第三十九号第二項の改正規定

十九 第八十号の規定による労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十条、公害等調整委員会設置法第九号及び公害健康被害の補償等に関する法律第六十六号の改正規定

二十 第八十一条の規定による地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第二項の改正規定

二十一 第八十四号の規定による農林漁業団体職員共済組合法第七十五号第一項の改正規定

二十二 第九十七号中公害紛争処理法第十六号第二項の改正規定

二十三 第四号の規定による国会等の移転に関する法律第十五号第六項及び地方分権推進法第三号第四項の改正規定

二十四 第八号の規定による日本銀行法第二十五号第一項の改正規定

二十五 第十号の規定による金融再生委員会設置法第九号第一号の改正規定

第四号 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二六年六月二日法律第七六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。